

市税条例を一部改正

控除額など引き上げ

六月一日から市税条例の一部が改正になり、控除額の一部が引き上げられたほか、税の申告納付の簡素化、法人市民税の一部が改められました。

これらは、ことしの市、県民税から適用されていますが、昨年と変わらな点をお知らせします。

個人市民税の減税をはかる

(カッコ内は昨年の額)

○事業専従者給与額 青色Ⅱ 一〇万円(一〇万円) 白色Ⅱ 八万円(六万円) にそれぞれ引き上げられました。

○所得者の配偶者(夫または妻)の昨年中の所得(収入から経費を差し引いた額)が五万円をこえた場合の第一目目の扶養控除額が七万円(六万円)に引き上げられました。

市民税の申告納付を簡素化

○これまでは所得税の確定申告書と住民税の申告書をそれぞれ提出していただいていたが、所得税の確定申告をされる方は住民税の申告をしなくてもよいことになりました。

○所得税の更正、決定などの場合、これまでは改めて申告をしていただいていたが、再申告をしなくてもすむようになりました。

○延滞金、還付加算金などを計算する場合、その計算の基礎となる税額が、これまでは一〇〇円未満の端数を切りすてていましたが、こ

できるようになりました。

法人市民税の一部改正

法人市民税の均等割がつぎのように改められました。(これまで)

標準税率 一、二〇〇円
制限税率 二、〇〇〇円
(改正)

①資本金または出資金が一〇〇万円以上の法人および相互会社(公共法人・公益法人などで均等割のみを課される法人は除きます)
標準税率 四、〇〇〇円
制限税率 七、〇〇〇円

②前項以外の法人など
標準税率 二、四〇〇円
制限税率 四、〇〇〇円

市タバコ消費税の税率が一八・一%に引き上げられました(これまでは一五%)

し尿汲み取り日が一部変わります

一部変わります

七月一日から、し尿汲み取りの一部がつきのように変わりました。

なお、汲み取り業者も変わりましたので、まちがわぬようにしてください。

■日光清掃社(電④〇四一一)が汲み取る地区および予定日

稲荷町三町 2 3 15 16 27 28 日
鉢石三町 4 5 17 18 29 30 日

■日光丸通(電④〇〇一三)が汲み取る地区および予定日

安良沢町 2 3 13 14 23 24 日
板挽・大工・四軒・本町 21 日

御幸町 6 7 19 20 日
石屋町 8 9 21 22 日
松原一町 10 11 23 24 日
相生・東和・若杉・宝殿町 12 13 25 26 日
予備の日 14 31 日

袋町 4 5 16 17 26 日
清滝町四町・中安戸・丹勢町 6 7 8 18 19 27 28 日
安川町・山内・下河原・西参道 9 10 21 22 29 日
花石町・久次良和の代町 11 12 30 日
予備の日 15 25 31 日

■市直営(電④一一一)が汲み取る地区および予定日
細尾・新細尾地区 月火水曜日
清滝地区の不便な地域 木曜日
所野・七里・野口・小来川・日発社宅 金土曜日

■日光市指定水道工事店協同組

所野・七里・野口・小来川・日発社宅 金土曜日

合(電④〇九三八)が汲み取る地区および予定日
中宮祠・湯元地区 随時
(汲み取りの申し込みは予定日の一週間くらい前に連絡してください)

二十八日、清滝公民館
××××
二十一日の相談日は総合相談日として、人権相談、行政相談も合わせて行ないます。

人事往来
(カッコ内は前任者)
■日光市職員採用発令(七月七日付)
消防指令 栗原 栄

今月の納税

国定資産税 } 第2期分
都市計画税 }

《7月31日かぎり》

心配ごと相談

どんな問題でもけっこうです。ひとりで悩まずお気軽においでください。
(今月の日程)
七日 小来川支所
十四日 公会堂内公民館
二十一日 同 じ

国保の—
海の家：山の家

●海の家	●山の家
7月1日～8月31日	期間制限なし
阿字ヶ浦 浜田館	塩原温泉 すまき
1泊3食付 550円	1泊2食付 1,000円

○お申し込みは市役所保険衛生課へ